

## ほくとびあメンバーズ規約

令和2年 2月 13日理事長決裁

(名 称)

第1条 本会の名称は、「ほくとびあメンバーズ」とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、公益財団法人北区文化振興財団（以下「財団」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 本会員制度は、財団が行う公演の鑑賞等を通して、会員の文化芸術への理解と教養を深め、文化芸術の向上に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 会員とは、本規約を承認のうえ、所定の手続きにより申し込みをし、かつ財団が入会を認めた方をいう。

2 会員期間は、入会日から1年間とする。

(会 費)

第5条 会費は年間1,500円とし、財団が定めた方法により支払うものとする。

2 前項により納入された会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(会員特典)

第6条 会員は、次の各号に掲げる特典を有するものとする。

(1) チケット情報の送付

(2) 財団が主催または指定する公演のチケット料金の割引

(3) 財団が主催または指定する公演のチケットの先行申込

2 前項の特典は、財団が別に定める方法により利用することができる。ただし、申込みのチケットについて、キャンセルまたは変更はできないものとする。

3 会員が第1項の特典の利用に必要な情報を盗まれ、または漏らした事等により会員及び財団に生じた損害の責任は、会員が負うものとする。

(届出事項の変更等)

第7条 会員は、氏名、住所及び電話番号等に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに財団に届け出るものとする。

2 会員は、前項の届出がないために財団からの送付書類などが延着または不到達となっても、異議を申し述べることができないものとする。

(転売等の禁止)

第8条 会員として入手した公演チケット等を方法の如何に関わらず、財団が営利目的と判断しうる状況により第三者に転売することを禁止する。

(退会等)

第9条 会員の都合により退会するときは、所定の方法により速やかに財団に退会の届出をし、債務を完済するものとする。なお、会員期間の中途に退会する場合であっても、会費は返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第10条 財団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 会費、チケット代金の支払いを怠ったとき
- (3) 第6条に定める会員特典を他人に利用させるなど会員としてふさわしくない行為をしたとき
- (4) 財団が定めた規約に違反したとき
- (5) その他、合理的な事由により会員として不適切と財団が判断したとき

(個人情報)

第11条 財団は、本会入会を通じて得た個人情報については、財団個人情報保護規程に基づき適切に取り扱うものとする。

(規約の変更)

第12条 本規約を変更した場合には、財団は直ちに会員に通知するものとする。

付則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 ほくとぴあメンバーズ規約（平成6年1月1日適用。以下「旧規約」という。）は廃止する。
- 3 旧規約の廃止に伴う経過措置は、別に定める。